



# 大津市公報

平成 30 年 4 月 1 日  
号外 (第 22 号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 37 大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則の一部を改正する規則..... 1
- 38 大津市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 39 大津市職員任用規則の一部を改正する規則..... 2
- 40 地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 41 大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則..... 2

### 告 示

- 63 包括外部監査契約の締結について..... 3
- 64 平成30年度の一般廃棄物処理実施計画について..... 4
- 65 都市計画の変更について..... 4
- 66 びわこ大津草津景観推進協議会規約の一部を改正する規約について..... 4

## 規 則

大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第37号

大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則の一部を改正する規則  
大津市民間社会福祉施設等整備事業審査委員会規則(平成27年規則第33号)の一部を次のように改正する。  
第3条第1項第2号中「3人」を「3人以内」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第38号

大津市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

**第1条** 大津市職員の退職管理に関する規則(平成29年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号を次のように改める。

市民病院に置かれていた院長

第13条中「第5号」を「第6号」に、「第6号」を「第7号」に改め、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

給与条例第3条第1項第2号ウに掲げる給料表の適用を受ける職員であって、6級以上の職務の級に在級するもの

第21条中「第5号」を「第6号」に改める。

**第2条** 大津市職員の退職管理に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

大津市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第39号

大津市職員任用規則の一部を改正する規則

大津市職員任用規則(平成6年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第4号及び第5号を削る。

第20条第5号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」に改め、同条第6号中「特別養子縁組休暇」を「大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第6号)第17条の規定による特別養子縁組休暇」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第40号

地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人市立大津市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成28年規則第103号)の一部を次のように改正する。

題名中「並びに財務及び会計」を「、財務及び会計並びに人事管理」に改める。

第1条中「並びに財務及び会計」を「、財務及び会計並びに人事管理」に改める。

本則に次の2条を加える。

(内部組織)

**第18条** 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として市長が定めるもの(次項において「現内部組織」という。)であって再就職者(同号に規定する再就職者をいい、離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織(地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後のものに限る。)として市長が定めるものであって再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあつては、他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

**第19条** 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、大津市職員の退職管理に関する規則(平成29年規則第89号)第21条に規定する職に相当するものとして市長が定めるものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

#### 大津市規則第41号

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則(平成21年規則第77号)の一部を次のように改正する。

様式第 4 号中

慢性消化器疾患	
染色体及び遺伝子に 変化を伴う症候群	
皮膚疾患群	

を

「

慢性消化器疾患	
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	
皮膚疾患	
骨系統疾患	
脈管系疾患	

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関する規則様式第 4 号の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても相当の間、使用することができる。

告 示

大津市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

- 契約を締結した者の氏名及び住所  
吉田 享司  
京都府京田辺市松井ヶ丘三丁目23番地 3
- 契約の期間の始期  
平成30年4月1日
- 監査に要する費用の額の算定方法  
契約で定める基本費用の額及び契約で定めるところにより算出した執務費用の額の合算
- 監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後に一括払する。ただし、必要があると認めるときは、執務費用に相当する額の範囲内で概算払をすることができる。

-----

### 大津市告示第64号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により平成30年度の一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年条例第17号)第25条の規定により告示する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該計画書を大津市役所環境部廃棄物減量推進課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

-----

### 大津市告示第65号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

- 1 都市計画の種類 地区計画
- 2 都市計画の名称及び都市計画を変更する土地の区域

都市計画の名称	都市計画を変更する土地の区域
大津湖南都市計画地区計画 伊香立緑の里地区地区計画	大津市山百合の丘、伊香立向在地町及び伊香立下在地町のそれぞれの一部
大津湖南都市計画地区計画 木の岡町地区地区計画	大津市木の岡町の一部
大津湖南都市計画地区計画 坂本四丁目南町地区地区計画	大津市坂本四丁目の一部

- 3 図書の縦覧場所 大津市役所未来まちづくり部まちづくり計画課
- 

### 大津市告示第66号

びわこ大津草津景観推進協議会規約(平成28年制定)の一部を次のとおり変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2の2第2項の規定により、告示する。

平成30年4月1日

大津市長 越 直 美

びわこ大津草津景観推進協議会規約の一部を改正する規約

びわこ大津草津景観推進協議会規約(平成28年制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「するとともに、相互に連絡調整を行う」を「し、並びに必要な事業の実施に関する事務(以下「広域的景観事務」という。)を管理し、及び執行する」に改める。

第4条を次のように改める。

(協議会の担任する事務)

**第4条** 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

広域的な景観の保全及び形成に係る景観基本計画の策定に関すること。

広域的景観事務の管理及び執行に関すること。

前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

第9条を削り、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(協議会の事務所)

**第5条** 協議会の事務所は、大津市役所内に置く。

第13条中「会議」を「協議会」に改め、同条を第26条とし、第12条を削り、第11条を第13条とし、同条の次に次の12条を加える。

(関係市の名においてする事務の管理及び執行)

**第14条** 協議会は、その担任する事務を関係市の名において管理し、及び執行する場合には、当該事務を

関係市の当該事務に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

- 2 前項の条例、規則その他の規程を改廃しようとする場合及び改廃した場合においては、当該市の長は、その旨を会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

**第15条** 協議会の事務に要する費用は、関係市が負担する。

- 2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、関係市の長が協議して定める。

(歳入歳出予算)

**第16条** 協議会の歳入歳出予算は、前条第1項の規定により関係市が負担する負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要する全ての経費をその歳出とするものとする。

(歳入歳出予算の調製等)

**第17条** 会長は、毎会計年度、歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を受けなければならない。

- 2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
- 3 会長は、第1項の規定により歳入歳出予算について協議会の承認を受けたときは、当該歳入歳出予算の写しを速やかに関係市に送付しなければならない。この場合において、会長は、当該年度の事業計画その他財政計画の参考となる書類をこれに添えなければならない。

(予算の補正)

**第18条** 前3条の規定は、既定の歳入歳出予算の補正について準用する。この場合において、前条第1項中「毎会計年度、歳入歳出予算を調製し、年度開始前に」とあるのは、「既定の歳入歳出予算の補正の必要が生じたときは、補正予算を調製し、速やかに」と読み替えるものとする。

(出納)

**第19条** 協議会の出納は、会長が行う。

(協議会出納員)

**第20条** 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受け、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

**第21条** 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を調製し、協議会が指名する委員の監査に付した後、協議会の認定を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により決算について協議会の認定を受けたときは、当該決算の写しを速やかに関係市に送付しなければならない。この場合において、会長は、当該年度の事業報告書その他必要な書類をこれに添えなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

**第22条** 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、会長の意見を聴き、関係市が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

- 2 協議会は、前項の財産を管理する場合においては、当該管理を関係市の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。
- 3 前項の条例、規則その他の規程を改廃しようとする場合及び改廃した場合においては、当該市の長は、その旨を会長に通知しなければならない。
- 4 協議会の予算の執行に伴う財産の取得及び処分並びにこれらの管理に関しては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、関係市の長が協議して定めるものを除いては、協議会が定めるところによりこれを行うものとする。

(その他の財務に関する事項)

**第23条** この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、大津市の財務に関する手続の例による。

(費用弁償等)

**第24条** 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、会長が協議会に諮って定める。

(解散の場合の措置)

**第25条** 協議会が解散した場合における協議会の事務の承継については、関係市が協議して定める。この場合において、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第10条第4項中「会議に」を「協議会に」に改め、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(職員)

**第10条** 協議会にその事務に従事する職員若干人を置く。

- 2 職員は、関係市の長の協議により、関係市の景観行政を所管する部局の職員のうちから選任する。

(職員の職務)

**第11条** 会長は、職員のうちから主任の者(以下「事務長」という。)を定めなければならない。

- 2 事務長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。
- 3 事務長以外の職員は、事務長の指揮を受け、協議会の事務に従事する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月1日又は大津市及び草津市の協議が整った日のいずれか遅い日から施行する。  
(歳入歳出予算に関する特例)
- 2 この規約の施行の日の属する年度の予算に係る改正後の第17条第1項の規定の適用については、同項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」とする。